

第二項	当該各号に定める金額を	項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。)
又は第四十二条の十一第三項	<p>並びに前条</p> <p>並びに前条並びに旧効力措置法第四十二条の十第二項、</p> <p>第三項及び第五項</p>	<p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を</p>
若しくは第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四		

十二条の十第三項

第三項 項	若しくは第四十二条の十一第四項
第四項 号	第六十八条の十五の三第一項各 号

、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十
二条の十第四項

改正法附則第三十四条第一項の規定により読み替えられ
た第六十八条の十五の三第一項各号

2 前条第一項の規定の適用がある場合で、かつ、新震災特例法第十七条の二から第十七条の三の一までの規定の適用がある場合における新租税特別措置法第四十二条の十三の規定の適用については、前項及び新震災特例法第十七条の四第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新租税特別措置法第四十二条の十三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定	次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二号。以下この条において「改正法」という。）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一
-------------------	--

	当該各号に定める金額を
<p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第四十二条の十第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三</p>	<p>条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第十七条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>

項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額

第二項		<p>を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を</p>
又は第四十二条の十一第三項	<p>並びに前条 並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二</p>	<p>並びに前条、旧効力措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに震災特例法第十七条の二第二項及び第三項、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二</p>

第四項		二条の十第三項又は震災特例法第十七条の二第三項若しくは第十七条の二の二第三項
青色申告書		法人税法第二条第三十二号 若しくは第四十二条の十一第四項 又は第四十二条の四の二第八項各号 含む。)に 含む。) 又は震災特例法第十七条の二第四項若しくは第十七条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するものに 法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書
		青色申告書 法人税法第二条第三十二号 同条第三十二号 、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の十第四項 若しくは第四十二条の四の二第八項各号 、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十条 二条の十第四項
		二条の十第四項 、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十条 二条の十第四項 、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十条 二条の十第四項

法人税法第二条第三十二号	同条第三十二号
第六十八条の十五の三第一項各号	改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた第六十八条の十五の三第一項各号

(法人の減価償却に関する経過措置)

第二十四条 新租税特別措置法第四十三条第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び次項において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十五条第一項（同項の表の第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

3 旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条

第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。)とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる地区とみなして、同条(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

4 旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する経営基盤強化計画につき同項の承認を施行日前に受けた同項に規定する指定中小企業者である法人の有する同項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「沖縄振興特別措置法」とあるのは、「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第 号)による改正前の沖縄振興特別措置法」とする。

5 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十六条第一項に規定する機械及び装置並びに建物及びその附属設備については、新租税特別措置法第六十一条の三第四項、第六十四条第六項(同条第九項並びに新租税特別措置法第六十四条の二第十四項及び第六十五条第十項において準用する場合を含む。)、第六十五条の七第七項(同条第十項並びに新租税特別措置法第六十五条の八第十六項、第六十五条の十三第三項及び第五項並びに第六十五条の十四第十五項において準用する場合を含

む。）及び第六十七条の四第十二項並びに新震災特例法第十九条第六項（同条第九項及び新震災特例法第二十条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

6 新租税特別措置法第四十七条の二（第三項第二号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同条第一項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第二十五条 新租税特別措置法第五十七条の七の規定は、同条第一項に規定する指定会社の平成二十四年七月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用する。

2 旧租税特別措置法第五十七条の九第一項の社会・地域貢献準備金を積み立てている日本郵政株式会社の附則第一条第十三号に定める日前に開始した事業年度の所得の金額の計算については、なお従前の例による。

3 日本郵政株式会社が附則第一条第十三号に定める日において有する旧租税特別措置法第五十七条の九第一項第二号に規定する社会・地域貢献準備金の金額は、同日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

(沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置)

第二十六条 新租税特別措置法第六十条の規定は、同条第一項の表（以下この条において「新表」という。）の各号の上欄に掲げる法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十条第一項の表（以下この条において「旧表」という。）の各号の上欄に掲げる法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2 施行日前に設立された法人の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条（次項、第五項及び第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第一項中「当該各号の上欄に規定する指定の日」とあるのは、「指定等（同表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）による改正前の沖縄振興特別措置法第二十八条第七項の規定による同意をいい、同表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては同法第四十二条第一項の規定による指定をいい、同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては同欄に規定する指定をいう。）の日」とする。

3 施行日前に旧表の第一号又は第二号の上欄に規定する認定を受けた法人（施行日以後に新表の第一号又

は第二号の上欄に規定する認定を受けた法人を除くものとし、旧表の第二号の上欄に掲げる法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第三項の規定により新沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けたものとみなされるものに限る。）は、これらの法人の施行日以後に終了する事業年度（旧表の第一号の上欄に掲げる法人にあつては、沖縄振興特別措置法一部改正法附則第四条第一項の規定により新沖縄振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けたものとみなされる間に終了する事業年度に限る。）において、それぞれ新表の第一号又は第二号の上欄に掲げる法人とみなす。この場合において、新租税特別措置法第六十条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十五」とする。

4 施行日前に旧表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人（施行日以後に新表の第三号の上欄に規定する認定を受けた法人を除く。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する事業として政令で定める事業を含む。）に係る」とあるのは「事業に係る」と、「百分の四十」とあるの

は「百分の三十五」とする。

5 旧表の第一号の中欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十九条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日）までの間は、新表の第一号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を適用する。

6 旧表の第二号の中欄に掲げる地区のうち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、施行日において新表の第二号の上欄に規定する指定を受けた同号の中欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十条（同号に係る部分に限る。）及び第三項の規定を適用する。

（法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置）

第二十七条 新租税特別措置法第六十五条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が同日前に

行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで（新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の下欄に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年一月一日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産及び当該資産に係る新租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定について適用し、法人が同日前に旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産の譲渡をした場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産又は同日以後に取得をする同欄に掲げる資産及びこれらの資産に係る旧租税特別措置法第六十五条の八第一項又は第二項の特別勘定又は期中特別勘定並びに法人が同日以後に同号の上欄に掲げる資産の譲渡をする場合における同日前に取得をした同号の下欄に掲げる資産については、なお従前の例による。

（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例に関する経過措置）

第二十八条 新租税特別措置法第六十六条の五第四項の規定は、法人の平成二十五年四月一日以後に開始す

る事業年度分の法人税について適用する。

(関連者等に係る純支払利子等の課税の特例に関する経過措置)

第二十九条 新租税特別措置法第六十六条の五の三第三項の規定は、同項に規定する適格合併又は残余財産の確定の日が平成二十五年四月一日以後の日である場合の同項に規定する合併等事業年度以後の各事業年度（同年四月一日以後に開始する各事業年度に限る。）において同条第一項又は第二項の規定を適用する場合について適用する。

（連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十条 新租税特別措置法第六十八条の十（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第十号に定める日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等については、

なお従前の例による。

- 2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第一項の認定を受けたものの附則第一条第十号に定める日から平成二十四年六月三十日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十の規定の適用について、同条第一項中「平成二十四年七月一日」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日」と、同項第一号イ中「第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するもの」とあるのは「附則第三条第一項の認定に係る発電に係る同項の再生可能エネルギー発電設備」とする。

- 3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第三条第二項の規定により平成二十四年七月一日において同法第六条第一項の規定による認定を受けたものとみなされる前項に規定する認定に係る同法第二条第三項に規定する再生可能エネルギー発電設備は、新租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する指定期間内に取得した同項第一号イに規定する認定発電設備に該当するものとみなして、同条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 新租税特別措置法第六十八条の十一（新租税特別措置法第四十二条の六第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作をする新租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定する特定機械装置等について適用する。

(連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第六十八条の十三第一項（新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする新租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十三第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定があつた日の前日）までの間は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第二号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 旧租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区的うち沖縄振興特別措置法一部改正法附則第三条第四項の規定により指定国際物流拠点産業集積地域（新沖縄振興特別措置法第四十二条第一項の規定により指定された国際物流拠点産業集積地域をいう。）とみなされる地域は、新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第四号の第一欄に掲げる地区とみなして、新租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第三十三条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置

法第六十八条の十四第一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは「平成二十五年三月三十一日」と、同条第四項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（第十項において「旧効力措置法」という。）第四十二条の十第二項」と、同条第十項中「第四十二条の十第二項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第二項」と、「同法第二条第三十一号」とあるのは「法人税法第二条第三十一号」と、「第四十二条の十第三項」とあるのは「旧効力措置法第四十二条の十第三項」と、同条第十一項中「又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「又は租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八

条の十四第二項」と、「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項」とあるのは「並びに旧効力連結措置法第六十八条の十四第二項」と、同条第十二項中「「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の十四第五項」と、「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」と、「及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項」とあるのは「及び旧効力連結措置法第六十八条の十四第五項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の九（新租税特別措置法第六十八条の九の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十、第六十八条の十一、第六十八条の十三、第六十八条の十五、第六十八条の十五の二、第六十八条の六十七及び第六十八条の六十八（新租税特別措置法第六十八条の六十九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十

三第一項、第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項中「並びに法人税法」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、新租税特別措置法第六十八条の六十七第五項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」とする」と、新租税特別措置法第六十八条の六十八第十一項第二号中「第六十八条の十五の三まで」とあるのは「第六十八条の十五の三まで並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十

四」と、「とする」とあるのは「と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」とする」とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五条 条の二第一 条の二第二	第六十八条の六十九 二项	第六十八条の六十九、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附则第三十三条 第一项の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二项、第三项及び第五项
第二十五条 条の二第一 条の二第二	第六十八条の六十九 二项	第六十八条の六十九、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）附则第三十三条 第一项の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二项、第三项及び第五项

				十四項
				同法第六十八条の九第一項
				租税特別措置法第六十八条の九第一項
				とする
				と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十五条の二第二項及び第三項」とする
				第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項
				第六十八条の六十九及び第六十八条の十五の二
				及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の十四
				租税特別措置法第六十八条の九第一項
二第九項	同法第六十八条の九第一項	とする	と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八	

第二十五 条の三第 一項	第六十八条の六十九	第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第 二項、第三項及び第五項	第六十八条の六十九とあるのは「第六十八条の十五の二並び に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特 例に関する法律第二十五条の二の二第二項及び第三項」 とする
第二十五 条の三第 一項	及び第六十八条の十五	及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の 十四	及び第六十八条の十五の二並びに旧効力措置法第六十八条の 十五の二とあるのは「第六十八条の十五の二並び
六項	同法第六十八条の九第一項	租税特別措置法第六十八条の九第一項	に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特
	とする		

例に関する法律第二十五条の三」とする

第六十八条の六十九

第六十八条の六十九、旧効力措置法第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項

条の三の

二第一項

第二十五条

及び第六十八条の十五及び第六十八条の十五並びに旧効力措置法第六十八条の

条の三の

十四

第二第五項

同法第六十八条の九第一項
租税特別措置法第六十八条の九第一項

とする

と、旧効力措置法第六十八条の十四第二項中「第六十八

条の十五の二」とあるのは「第六十八条の十五の二並び

に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

例に関する法律第二十五条の三の二」とする

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置)

第三十四条 前条第一項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定の

適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	次の各号に掲げる規定
	<p>次の各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号。以下この条において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）</p>
当該各号に定める金額を	<p>当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控</p>